海外調査報告書

ドイツ連邦、フランス共和国

福井県議会

海 外 調 査 報 告 書

派遣結果を下記のとおり報告します。

1 派遣の目的

環境および高齢者対策について行政調査を行いました。

環境については、複雑多様化する今日の環境問題を解決するためには、自然と共生しながら、資源・エネルギーを有効に活用する「持続可能な循環型社会」への転換が求められている一方、ゆとりや癒しを求めるニーズが高まっており、農山漁村の地域振興策として、海、山、里などの自然を活かした宿泊・体験型の旅行を企画する農家が増加する傾向にあります。

また、高齢者対策については、高齢化が進展する中、介護保険 制度を始めとした対策が、今後益々重要となってきます。

このような状況の中、環境および高齢者対策の先進国を視察し、その取組み等を調査し、今後の議会活動に資するものとした。

- 2 派遣地 ドイツ ヘッセン州、バイエルン州 ミュンヘン市 フランス パリ市
- 3 派遣期間 平成16年3月24日(水)から31日(水)まで の8日間
- 4 派遣議員 前田康博議員 高島寛正議員 谷口忠応議員 笹岡一彦議員

欧州環境および高齢者福祉対策行政調査団日程

日 次	行 程	時間	内容
3月25日	国立環境事務所	10:00	・産業廃棄物処理の現状と課題
(木)	ヘッセン州ダルム		・産業廃棄物排出の規制
	シュタット事務所	11:30	
			・産業廃棄物会社の組織と運営体制
	HIMTECH	14:00	・産業廃棄物処理の現状と課題
	(産業廃棄物処理		
	会社)	16:30	
26 日	バイエルン州公的	14:00	・公的介護保険制度の概要と在宅福
(金)	介護保険金庫		祉サービスの現状
		16:30	
27 日	農家民泊	15:30	・グリーンツーリズム推進体制
(土)	(ハンダム)	20:00	・特色を活かした地域活性化策
		(宿泊)	・自治体の援助支援策
29 日	民間高齢者福祉施	10:00	
(月)	設		・福祉施設と医療の有効な連携
		11:30	・高齢者用住宅の管理・運営
	公的高齢者福祉施	13:30	・フランスの高齢者問題
	設		
		15:00	

欧州環境および高齢者対策行政調査団報告書(概要)

このほど、環境および高齢者対策に関する調査のためドイツ連邦共和国およびフランス共和国を訪問しましたので、その概要を報告します。

記

- 1 渡航期間 平成16年3月24日(水)~31日(水)
- 2 渡航先 ドイツ連邦共和国(ヘッセン州、バイエルン州) フランス共和国(パリ市)
- 3 主な日程
 - 3月25日(木)環境および産業廃棄物に関する調査 国立環境事務所ヘッセン州ダルム シュタット事務所 HIMTECH社(産業廃棄物処 理会社)
 - 26日(金)高齢者福祉対策に関する調査 バイエルン州公的介護保険金庫
 - 27日(土)グリーンツーリズムに関する調査 農家民泊(バイエルン州フントハ ム)
 - 29日(月)高齢者福祉対策に関する調査 オルペア老人ホーム(民間) アベ・ド・ボール・ド・マルヌ (公営)

4 訪問および調査の概要

- (1)環境および産業廃棄物に関する調査
 - (ア)国立環境事務所ヘッセン州ダルムシュタット事務所応対者 ドリス・シャーブ所長、 トーマス・オーモント、 ゲオル・バスト

調査内容

ヘッセン州は、ドイツ中央部に位置し、経済力の最も強い州の一つであり、廃棄物量も多いことから環境政策において先進的な州であり、独自のリサイクルを推進してきました。

産業廃棄物は州が、一般廃棄物は市町村が管理しています。

今回の調査目的である産業廃棄物については、民間の産業廃棄物 処理プラントや最終処分場は無く、公共が直接管理しています。

(イ) HIMTECH社(産業廃棄物処理会社) 応対者 エッカート・シュルツ 調査内容

ヘッセン州では、年間80万トンの産業廃棄物が排出され、その内、30万トンは排出企業が自主処理し、残り50万トンを第三セクターのHIMTECH社が処理しています。

HIMTECH社は、フランクフルト市の西30kmにあるビースバンデン市に本社があり、1972年に資本金3000万ユーロ(約39億円)で設立された有限会社で、従業員数340名、売上高1億ユーロ(約130億円)、年間産業廃棄物処理量70万トンの処理能力があります。

当社は、公共が出資した処理体の中で唯一生き残った会社であります。

(2)高齢者福祉対策に関する調査

(ア)バイエルン州公的介護保険金庫

応対者 フィッシャー

調査内容

ドイツでは、1994年に公的介護保険制度を導入した先進地域で、介護給付についても、在宅給付、施設給付に分かれているなど、日本と類似しており、また、現物給付、現金給付の選択ができるなど、より進んだ取組みがなされています。

(イ)オルペア老人ホーム(民間)

応対者 パスカル・ボッシイユ デベポップメント担当者 調査内容

オルペア老人ホームは、パリの東、約40キロのサン・レミーデ・シュルブーズにある私立老人ホームで、民間の老人ホームとしては、フランス最大であります。

ORPEA という組織が運営しており、2年前に株式上場し、老人施設を全国で60箇所運営しています。

施設の部屋は、アパルトマン形式で、自分の家具を持ちこむことができ、プライバシー保護の点からも参考となるものであります。

(ウ)アベ・ド・ボール・ド・マルヌ(公営) 応対者 アニフェス・ラファルグ 調査内容

当施設は、パリの西、約30キロほどのサン・マル・セデという ところにある施設で、4つの市町村が共同で所有している施設です。 入居者数は210名程度です。

当施設には、ブティックや美容室があるとともに、保育園が設置され、子どもと高齢者の交流が自然に行われるなどの工夫がされていることから、国内の各市町村の代表団を始め、看護助手、看護学校、建築学校など、また、各国からも視察に来ており、先進的な施設として位置付けられております。

(3)グリーンツーリズムに関する調査

(ア)農家民泊施設

応対者 ゲアトルト・フォーファーさん(奥さん) モニカ・カイマー(バイエルン農林省農林局) ビッツ・マイヤー(バイエルン農林省)

調査内容

ヨーロッパでは、グリーンツーリズムに対して欧州連合、国、地 方政府の支援制度が確立されており、地域開発政策に位置付けられ ています。

ドイツにおける民泊を行っている農家数のうちの約半分は、バイエルン州で行っています。

特に、視察地であるバイエルン州フントハムは、グリーンツーリズムの先進地として知られています。

「ドイツ連邦共和国における州政府の環境政策と

産業廃棄物処理システム」

福井県議会議員 笹岡一彦

日時 : 平成16年3月25日(木)10:00~11:30 場所 : 国立環境事務所ヘッセン州ダルムシュタット事務所 応対者: ドリス・シャーブ所長、 トーマス・オルモンド、

ゲオル・バスト

日時 : 平成16年3月25日(木)14:00~16:30

場所 : HIMTECH社(産業廃棄物処理会社)

応対者: エッカート・シュルツ

ドイツの政治的骨格における国と州などの関係

ドイツにおける州の環境行政を捉えるためには、まずドイツ連邦共和国の政治的骨格を踏まえる必要がある。「連邦(Bund)」という名の示す通りドイツには16の「州(Land)」のから成り立っている。これはかつての領邦国家の伝統を汲むもので、その典型として過去独立国家であったハンブルグやブレーメンは現在でも一都市一州の地位を保っている。

各州のもとに「郡(Kreis)」・「郡独立都市(Stadtkreis)」があり、その中に「市町村(Gemaind)」があるのは日本と類似している(日本の制度はもともとドイツをモデルにしたもの)が、違うのは州と郡の間に「県(Bezirk)」を置いたり、郡と市町村の間に「連合」置いたりできることであり、これら全ての自治体では首長・議員の選び方にも独自制度を持っていることである。

ドイツ連邦共和国の国会は日本と同じく二院制であり、一つは日本の衆議院にあたる「連邦議会(Bundestag)」と、もう一つは日本の参議院にあたる連邦参議院(Bundesrat)」とから成り立っている。注目すべきは後者の連邦参議院の方であり、全州からの代表のみが送り込まれている。しかも前者には任期4年が指定されているのに対して、後者は任期がない。その上、前者の決議も後者の同意がないと成立できない憲法となっており、ここから如何にドイツでは地方の発言権が大きく、地方分権が確立されているかということが判断でき、未だ中央集権である日本の国と都道府県との関係と大きく異なる点と言えよう。

ドイツの立法における国と州の関係

ドイツ連邦共和国では立法の面においても州の権利が日本より高い位置 で確保されており、国から大幅な自治権を与えられている。

連邦が「専属的立法権」を持つのは外交や条約、国防、通貨制度などに限定されており、それ以外は何らかの形で州との調整が必要となる。

州との調整が必要となる連邦の専属的立法権以外の領域は三つの領域に 区分できる。

第一に「競合的立法権」、これは連邦が立法権を行使しないところでのみ州法が立法権を持つ領域である。第二には「枠立法権」、これは連邦が原則的立法権を持ち州の立法に枠を課す領域を言う。第三として「州専属的立法権」、これは文字通り州が単独で専属的に立法できる領域である。

例えば、今回のテーマである環境関連法に関して言えば、自然保護法や 国土計画法などについては連邦が原則的立法をするが、それ以外の環境法 については州の裁量が大きく、積極的かつ個性的な立法が実現できる。そ して日本の様に国法の下に自治体の条例が置かれるのとは違い、これで制 定された州法は国法と同格である。

また、前段の地方の代弁者たる連邦参議院の否認により、地方に都合の 悪い環境立法は連邦議会では成立できない形になっていることから、州の 実質的立法権はかなり強いものと思われる。

ドイツ連邦共和国の環境政策の流れ

第二次世界大戦後の経済復興および成長を経た1960年代になり、ブラント首相が出現しその経済成長至上主義で痛められた自然環境に対する反省から、本格的環境対策をとったのがドイツ環境政策の始まりと言えよう。

その後は三つの期間に分けて、(70年代)第一段階「政治に環境思想を盛り込む段階」(80年代)第二段階「「相互依存の確認段階」、(90年代)第三段階「環境政策の深化の段階」と呼ばれている。

具体的には、第一段階では「環境プログラム」および「環境計画」を策定し、その後の基本概念となる「環境政策三原則(配慮の原則=予防理念、原因者の原則=企業の排出者責任、協働の原則=企業と行政の協働)」を打ち立て、経済優先から環境優先への大転換を断行した。「環境政策」という術語もこのとき造られたものだ。

第二~三段階はコール首相時代となるが、第二段階では酸性雨による森林被害いわゆる「森の死」が発生したことから、新しく生まれた「緑の党」の影響もあり大気汚染防止政策が起こり、チェルノブイリ原発事故が発生したことで環境省が創設された。第三段階では、「生態系」や「世代間倫理」という概念によってグローバルかつ未来永劫に亘って配慮されたものを求めていく環境政策の深化がもたらされ、社会回路の外にはゴミをださない「循環型社会」という理念が生まれた。

この間で特に着目すべきは、90年11月に東西ドイツが統合され、経済的にも環境負荷の面でも大きく遅れていた旧東ドイツを抱え込んだ上に、不況や国際競争の激化が重なった苦難の中にあっても、第二段階でのテプファー環境相、第三段階でのメルケル環境相が、経済界からの環境政治の一時休息あるいは環境法の緩和措置の要請に対して頑として「逆に環境保護こそが苦境を克服する道である。」「資源・エネルギーコストの削減でむしろ競争力をつけよう。」と環境政策を貫いた点である。

そして現在は第四段階と位置づけられるが、98年社会民主党と緑の党の連立政権 いわゆる「赤緑政権」が登場し、シュレーダー氏が首相となった。この政権は連立に あたり「原子力発電所の廃止」と「環境税導入」という二大政策に合意している。

ドイツ連邦共和国の法体系と環境関連法の流れ

最優先されるのは「国際条約」であり、欧州共同体(EC)や欧州連合(EU)の「条約、規則、指令」もこれに準ずるものとして、ドイツ憲法を規制する順位にある。次に「憲法」が国内法の最上位にきて、その下に「法律」が置かれ、「命令・政令」が後に続く。ドイツの「政令」日本の閣議決定されたものとは異なり、両院を通過したより権威あるものである。また前述のごとくこの「法律」の中には「州法」も含まれる。さらには各州には独自の州憲法があるというのがドイツの法体系の概要である。

次に主な環境関連法の大きな流れについてであるが、最初は1967年「公害防止法」で大気汚染、騒音振動を規制。次に71年「環境プログラム」でゴミ問題、動植物保護を捉えた。72年「廃棄物除去法」、これにより廃棄物減量化、リサイクル推進、有害物適正処理がうたわれた。75年「連邦森林法」さらに、76年「自然保護法」環境団体との協働がうたわれている。86年「廃棄物の回避および管理法」が制定され、廃棄物は資源であるという概念を導入し、「リデュース リユース・リサイクル処理」という優先順位を設定した。88年「廃棄物処理法」、また同年にはプラスチック容器にデポジット制を設け、処理の困難なプラ容器を処理からリユースに転換させた。90年に環境庁が新設され、全国包装容器処理会社「DSD社」が設立された。91年「包装廃棄物回避のための政令」が閣議決定され包装関連業者に回収と再資源化が義務付けされた。これにより包装廃棄物は大幅に減少し自治体の負担も軽減された。93年EU規則として「EMAS(環境監査)」がスタート、96年誕生した環境ISOとともに企業の環境自主管理が強化されるようになった。

94年「循環経済法」の成立により、製品の長寿化、環境負荷のない製品設計を企業に求めると同時に、廃棄物のサーマルリサイクル化を行い天然資源の節約を規定した。

以上、主な環境法について大きな流れを表したが、ここで特記すべきはドイツの環境法は現実に一個の人間、一個の動植物を守るために有害物質別や個別ジャンル別ではなく総合的に法規制してしまおうという理念が底流にずっと流れているということであろう。また基本法を制定した後度々改訂して常に現状に即したきめ細かい修正・改善の努力を怠らない点は、日本が見習うべきところであろう。

ドイツと日本の環境関連法の相違点

まずは法体系では、ドイツの「循環経済法」は廃棄物の発生抑制、リサイクル、適正処分についての考え方を一体的に規定しており、対象となる廃棄物も日本の対象とする「無価物」だけでなく「有価物」(リサイクルされるもの)まで全て含んでいる。その上で具体的措置として個別命令によって規制している。

これに比して日本では、「無価物」と「有価物」を「廃棄物処理法」と「再生資源利用促進法」に分けて法制化し、「有価物」について特に必要なジャンルのものだけ個別で立法している。

次に「廃棄物に対する措置の優先順位」については、ドイツでは「リデュース リ ユース・リサイクル 処分」と明確に規定しているが、日本では明示されていない。 ただ環境基本計画の中にのみ記されているだけである。

また「排出者責任」についてであるが、ドイツでは処理を業者に委託した場合も免責されないが、日本では免責される。「リサイクル義務」もドイツでは排出者に処分に優先してリサイクルすることを義務付けているが日本ではそれもない。

最後にドイツでは、全ての製品にリサイクルに適した製造と、廃棄物となった製品の引き取り責任を規定しているが、これも日本では個別ジャンルに規定されている製品のみ規定しているにすぎない。

以上、全般的にドイツ法の方が厳しく、明確に規定されており、法の抜け穴が少なく隙のない法規制といえる。

ヘッセン州の産業廃棄物政策

フランクフルト市の南 30 k m、ダルムシュタツト市に「ヘッセン州政府環境省」を 訪れた。ここでは女性長官であるシャーブ氏、産業廃棄物担当であるバスト氏、法制 顧問のオルモンド氏らが対応してくれた。

ヘッセン州はドイツ中央部に位置し、人口約610万人、中規模州である がライン・マイン工業地帯を擁し、経済力の最も強い州の一つであり、従って廃棄物量も多い。

環境政策でも先進州として知られており、「包装廃棄物政令」が制定される以前から独自でリサイクルを推進してきた実績を誇っている。また、グリーン購入においても市民の先頭に立って公共工事をはじめ全ての分野で力を入れている州である。

ヘッセン州政府の行政局は北部・南部・中央部の三地域に分けられており、北部はカッセル市に、南部はギーセン市に、そして中央部はここダルムシュタット市に行政局を置いてある。この中央行政局の機構を見ても全10セクションの中、最大4セクションが環境関連部門であることから如何に環境政策に政治的エネルギーを傾注しているかが判る。

ヘッセン州では、州が産業廃棄物を、市町村および郡が一般廃棄物を管理している。 一般廃棄物についてはヘッセン州内の市町村と有名なDSD社(デュアル・システム・ドイッチュランド)が一部(ランドディル郡)を除いて契約しており、容器包装関 連会社のライセンス契約証である「グリューネ・プンクト印」の貼られた容器包装ゴミを一括して収集選別等してリサイクルと処理に回している。日本との違いは市町村の負担が無く、その分を容器包装関連会社と消費者が負担している点である。

さて、本題の産業廃棄物処理についてであるが、ヘッセン州では年間80万トンの量が排出されている。この内30万トンを州内の排出企業が自主処理しており、残り50万トンを第三セクターの産業廃棄物処理会社「ヒムテック社(HIMTECH)」が引き取り処理している。この会社では可燃物は焼却炉で、危険物は化学プラントで処理され、残渣は埋め立て処分されている。従ってヘッセン州内では民間の産業廃棄物処理プラントおよび最終処分場は一切なく、公共が産業廃棄物処理全般を直接管理している形を取っている。

このような「産業廃棄物の一括処理システム」によって州内の産業廃棄物は明確なルートによってリサイクル再生あるいは適正処理されており、福井県敦賀市で発生したような大量不法投棄問題はヘッセン州では発生しておらず、州政府の産業廃棄物行政に対する強い責任感から来る「強力なリーダーシップ」と「完全な仕組みづくり」に深い敬意を捧げるものである。

尚、隣のバイエルン州のある町で、かつてバイオガス農場から有害物が漏洩した件では、現在係争中であるが一審で排出企業が責任を負う判決が出されたことも追記しておく。

ヘッセン州・HIMTECH社の組織と運営

さて、HIMTECH社についてもう少し詳しく述べたい。

フランクフルト市の西30kmにあるビースバンデン市に置かれている本社を訪れた。

ここでは、アシスタント・マネージング・デレクターであるシュルツ博士が対応してくれた。当社は1972年に資本金3000万ユーロ(約39億円)で設立された有限会社で、従業員数340名、売上高1億ユーロ(約130億円)、年間産業廃棄物処理量70万トンの処理能力を保有している。この内50万トンは州から引き取る量で残り20万トンは州外国外からのものである。

設立当初は、州内の排出企業 100%出資のNPO法人としてのスタートだったが、1976年のリサイクル法によってヘッセン州が28%の比率を出資することになり、有限会社となった。その後93年に電力会社・ガス会社などのエネルギー関連企業が加わり、現在の出資比率は、州が28%、排出企業26%、エネルギー関連会企業46%となっている。

処理体制としては、可燃物を焼却処理するロータリーキルンが2基(年間能力10万トン) 危険物を化学処理する化学プラント4基(年間能力11万トン) 埋立処分場(80万トン)

ゴミの発生抑制に伴い引き取り量は減少傾向にあるが、処理コストも10年前の半分以下に落とす努力の結果、今期も利益を上げ12%の配当を株主に分配している。 当社の成功の主な原因はこの出資比率にあると考えられる。前述の「リサイクル法」 が国で制定されたとき、これに対応すべくドイツ全 16 州で一斉に産業廃棄物処理体を設立したが、このとき殆どの州が処理体に 1 0 0 %州が出資したのに比較してヘッセン州は 2 8 %に留めたことが大きかった。なぜならば 9 0 年代に入り排出企業はゴミコストを減少させようとしたため廃棄物量が半減し、処理プラント過剰の状態となり処理体の運営が軒並み困難に陥り姿を消して行くか、あるいは民営化されていったからである。ヘッセン州でも廃棄物量は減っているが民間の経営手法と多角的出資者のチェックにより安定した運営をしてきたことが生き残りにつながったと言えよう。

この出資比率のさらなる意義として、排出企業が出資しているために対象廃棄物 を他所の処理体に奪われることもなく必然的に廃棄物が当社に集まってくる仕組み となっていることである。

緑の党トリッティン環境相から提出された「産業廃棄物令」も2003年施行となり、 企業にも産業廃棄物に対する高い分別基準が設定されたが、この政令により当社の引 き取り廃棄物量も増加傾向にあり、益々利益が上がることだろう。

ヘッセン州の今後の課題

ヘッセン州では現在ロータリーキルンにより1500 以上の高温焼却により可燃ゴミを処理しておりダイオキシンなどの有害物排出は避けられても、焼却灰の減容の面では日本より遅れていると言わざるを得ない。

2005年からは国法によって有機物混合ゴミは埋立処分は禁止となることや、地域住民の反対により事実上あらたに州内に埋立処分場を新設することは不可能とのシュルツ博士の見通しが正しいのならば導入の遅れている「ガス化溶融炉」の採用検討が急務となろう。

また、産業廃棄物のマニフェスト(管理票)による監督行政は大変な労力・時間がかかり人件費も嵩みミスも起こりやすい。ましてやEUでは国際間トランスポーテイションホームを使用する必要があるため一層煩雑な作業となり、環境行政面に穴を開ける懸念がある。この点「オンライン・マニフェスト」を法制化して不正やミスを未然に防ぐ措置が必要と考える。

福井県における環境政策への提言

ドイツ連邦ならびにヘッセン州において環境政策が成功している部分は、次の三つを 柱にしていると考えられる。それは 「立法」 「経済」 「教育」である。 この点をテーマとして折角の視察を活かすべく福井県行政に提言したい。

「立法」では、州知事が環境に対する深い理念を持ち(ドイツでは環境意識の強い政治家しか首長になれない。) そこから湧く強い責任感によって積極的に独自の法律を制定し、強力なリーダーシップを発揮しながら施策を断行している。また、そのための政策立案には環境団体や教区など民間のアイディアが吸い上げられ、多くの実績を上げている。

「環境立県」を宣言した本県としては、横並び意識を脱却し他県にない思い切った先駆的政策を練り、それを実現させる条例づくりや構造改革特区獲得が不可欠であろう。それが「プライド福井」へのアプローチの一つとなると考える。 日本そしてアジアを代表する環境県に本県が立候補するような気概、気風の醸成は先ずは斬新な政策・条例から生まれるものと考える。

「経済」では、ドイツでは「エコロジーとエコノミーの接合」という重大な価値観の下、自然破壊や環境負荷を経済的痛みとして実感できる社会を構築している。各州においてもグリーン購入、リサイクル製品の優先利用は徹底されており、その認定基準も高い。製造メーカーが環境ISOやEMAS (環境監査)を取得していることや、循環型社会の一員として回路の中に確固として組み込まれているかどうかも調査される。

それに比して現在の福井県では、「エコロジー不感によりエコノミーも不成立」 となっており、真に循環型社会に寄与せんとする製品や企業がバカを見る状況と なっている。

例えば、真偽混合、玉石混交となった福井県のリサイクル認定品なども真に環境 負荷に痛みを感じない制度と制度運用者によって有名無実の政策に陥っている。 循環型社会を築くことは、それぞれのリサイクル認定品が社会回路にしっかりと組 み込まれ役割を担っているものか、そうでなく「売らんかな」志向で売れなくなったら回路からいつでも逃げ出せる付け焼刃的な製品なのかを、しっかりと見極 め取捨選択できる確固とした価値観を当局が持たなくてはならない。

「教育」では、ドイツでは「公徳心教育」が行き届いており、「公」が「私」に優先する国民意識が法や経済から抜け落ちがちな部分を埋め合わせている。学校教育には州が大きな権限を持っており、学校における環境教育を義務付けている。あらゆる教科に環境が登場するようになっている。「技術」という科目は「自然と技術」に変わり、「家庭」は「人間と環境」という科目名に改名された。学校としてのグリーン購入やゴミの分別指導も当たり前であり、環境意識は日常の学校生活の中に溶け込んでいる。

また、社会教育面では、環境団体、NPO、教会が「公共」の意識旺盛で青少年を対象とした環境教室や実践ボランティアなど活発に活動している。

福井県においても、「環境立県」の県民に相応しい人材を育てるために独自性のある環境教育を導入するとともに、社会教育の担い手の育成に努力していくべきと考える。

福井県における産業廃棄物処理システムへの提言

福井県における産業廃棄物処理行政は、財団法人福井県産業廃棄物処理公社とも民間処理業者による所謂、官民併用システムと言えよう。

この短所は、官民が競合すること、民間業者の適正処理に対する完全チェックが困難

なこと、最終処分場の新設が非常に困難なことである。

この結果、官営公社は運営が厳しくなり、民間業者は品質に疑問が付きまとい、最終処分場はパンク状態になるのが容易に予想される。

これをどう解決するのか長期的展望は未だ示されていない。昨年度策定された「資源循環拠点地域整備構想」も最終的な産業廃棄物処理施設として挙げられていた「リサイクル推進センター」のガス化溶融炉も再検討されている状況で、今後どのように最終処分場の全県的キャパシティーを確保していくのか行く手は全く暗闇の中にある。「環境立県」としてのあり方、成すべきことは深い理念哲学から生まれるもの、その手段として公社出資比率、環境税の導入、県内廃棄物の確保法と県外廃棄物の輸入法が上げられる。環境立県に相応しい産廃処理システムを苦労して創出しなくてはならない。自らが発表したばかりの計画を引き取り単価が合わないからもう断念するという無責任な話では、計画策定の責任を明確に取らない限りは県民に通らないのは自明の理である。

「ドイツの介護保険制度について」

福井県議会議員 谷口忠応

日時 : 平成16年3月26日(金)14:00~16:30

場所 : バイエルン州公的介護保険金庫

応対者: フィッシャー

3月26日、フランクフルトから空路ミュンヘンに入り、2日目の視察目的である介護保険制度と施行状況について研修を受けました。

フランクフルトも寒かったが、ミュンヘンは、一段と寒さが強く、福井より大 分温度が低くて、気候を考えると福井の方が住みやすいかと思いました。

ミュンヘン市は、バイエルン州の中にあるので、バイエルン州公的介護保険金庫・サービスステーションに行き、説明を受けました。

ドイツは、日本と違って、地方分権が進んでいるため州自体は、独立した行政を行っているようで、根本的には日本との行政の違いは出てくると思われます。 日本全体でもそうですが、少子高齢化が進み、本県は全国平均を上回っている 現状であり、老人ホーム施設の不足分をカバーするため、在宅福祉サービスを より一層充実させ、その重要性を確認する必要があると思います。

日本の平均寿命はドイツより高く、65才以上の世帯数も年々増えており、特に核家族化も進み、1世帯の人数も昭和28年で5人であったのが、今は2.7人にまで下がっております。核家族化が進むと、在宅サービスも進めにくいように思います。

そのような日本の状況を踏まえながら、バイエルン州の介護保険制度を報告いたします。

まず、介護保険の受給者は196万人で、その内、在宅ケアが135万人、施設入居者が61万人であり、在宅がはるかに多い状況であります。

要介護の認定については、日本は6段階で細かくされていますが、ドイツは、MDK(疾病金庫が地域に共同で設置する独立の審査組織)という機構があり、そのMDKが1,2,3段階の審査を行い、介護認定とケアの状態をも審査し、当然ながら、常に中立を目指して行うと義務付けをしております。

日本の6段階と違い、区分しやすく家族からの苦情も少なくなるように思われ

ました。

日本の6段階システムは、きめ細かさでは良いかもしれないが、逆に微妙な差で1段階の上下が決まる確率が高く、逆に家族の人に不信と不満を生み出すようなことになるのではないかと思われます。

バイエルン州の3段階の内容は、

1ステップの場合、ヘルプが90分必要な人で、内容は、髭剃り、入浴、洗顔等であります。

2ステップの場合、1日に3時間以上のヘルプの必要な人で、内容は、自分でベットに入ったり、起きたり出来ない人です。

3ステップの場合、1日に5時間以上のヘルプの必要な人で、内容は、自分で 食事の取れない人です。

以上の3段階を申請から審査許可まで、6週間ぐらいが必要であり、許可が 下りた場合、介護を受けられることになりますが、日本との大きな違いは、介 護手当は、現金で支給する訳であります。

支給額は、1ステップで月250ユーロ、2ステップで410ユーロ、3ステップで665ユーロになっておりますが、この金額が安いとのことで、1ステップを500ユーロ、2ステップを1000ユーロ、3ステップを1500ユーロに引き上げる案は、現在出ているとのことであります。

現在、プロの介護師の費用は、1ステップで384ユーロ、2ステップで921ユーロ、3ステップで1432ユーロであるため、先の上積みの案が出ているようであります。

入居施設の場合は、1ステップが1023ユーロ、2ステップが1290ユーロ、3ステップが1430ユーロとなり、入居者が今後増える場合、赤字の分が多くなると思われるので、在宅介護の支給額を上げて、施設入居者を抑えたほうがバランスが取れると判断しているように思われます。

ドイツ全体では、介護に対する仕事は非常に先が明るく、また、儲かると思われているため、企業の進出も多くなっておりますが、行政は一切の介入はなく、ただ、保険料は2年後に赤字になるとされております。理由としては、施設入居者の数が増えており、施設入居者と在宅介護の差をなくする必要があるように思われております。

先ほど触れましたが、両国とも核家族の進行と同時に1軒家や空家も増えるわけで、グループホーム的な1軒家を作り、集合住宅的な場所に高齢者を入れるステーションを設け、高齢者の場所を集中的に作ったほうがよいと思います。

長期的にドイツも日本も少子高齢化が進んで行きますので、今後、保険の運営上の赤字を出さないような方策の必要性が早急に出てきます。掛け金を下げたり、税金を投入すればいい問題だけでは難しく思います。

ドイツは、介護認定者が増える分、介護師の育成と質の向上にも力を入れ、キャンペーン等で募集をしているようで、介護師になるためには、2年間の研修の内1年は現場に出て州の資格を取ります。また、看護師の場合は、3年間で理論と実施を行い、試験を受けております。

ドイツも日本も同じですが、高度の技術を受けた看護師の増員が必要で、在宅でインシュリンの注射や点滴の出来る人が在宅サービスの中で出来るとまた一段と在宅サービスも充実するように思われます。

日本もドイツも高齢者の増加と介護の難しさは、同じように思われました。

「グリーンツーリズムに関する調査について」

福井県議会議員 前田康博

日時 : 平成16年3月27日(土)16:00~20:00

場所 : 農家民泊施設(バイエルン州フントハム)

応対者: ゲアトルト・フォーファー、モニカ・カイマー、ビッツ・マイヤー

このテーマについては、知事は、福井元気宣言(マニフェスト)の"福井の豊かさを支える農林水産業"の中で、「福井型学び体験する旅」として、自然を体験する「エコ・ツーリズム」や農村での「グリーン・ツーリズム」の推進を、今後の本県の農林水産業の重要施策に掲げたところであり、私は、予算特別委員会において、過去3回(平成15年6月、9月、16年2月)質問し、理事者に対し、農林水産業の振興や自然豊かな本県を全国に発信するための施策として、強力に推進するよう提言してきたところであります。

グリーン・ツーリズムの実体験については、昨年9月の産業常任委員会の視察研修先として、大分県安心院町に出向き、農家民泊を行い、グリーン・ツーリズムを肌で感じてきたところであります。

安心院町では、「グリーン・ツーリズムは決して都市住民のための施策ではない。この町の活性化と自立を目指した地域住民のための施策であります。「グリーン・ツーリズムはまちづくり」という意識付けをこれからも行いながら、啓発と普及を図っていきたい」としていたが、その原点は、8年前に農家の有志が、ドイツの山林を視察したことが、農家民泊のきっかけとなったということでありました。

今回はからずも、ヨーロッパ視察の一員として参加することとなり、安心院町 視察の延長で、このグリーン・ツーリズムの視察については、私にとっては大 変楽しみな、また、興味深い視察でもありました。

3月27日、午前11時過ぎにミュンヘンを出発し、今回の目的地であるバイエルン州北部のアルプス山脈北端にあるフントハムのフォーファーさん宅に向かった。初めて、ヨーロッパの農山村を旅行することとなり、日本とあまりにも異なる魅力的な風景に見入ることしきりとなりました。

ドイツの市街地も同様に感じたところでありますが、農村集落も整然としたた

たずまいをしており、素朴で、清潔感あふれる農村風景に感じられました。建物は、1、2階直立の2階建て木造建築が殆どで、部屋数も多く、重厚な建て方に映ったところであります。

道中、農村のモデル集落コンクールで優勝した村を通過したが、私の目には、 清潔で、どこかメルヘンチックな感じがして、印象的ではありましたが、我々 がこうしたところで住めるのかなと、綺麗すぎてとまどいを感じました。

午後3時20分頃、海抜800m、積雪40cmの雪深いアルプスのふもとであるビッモーザー村、フントハムに到着しました。

いきなり我々の目の前に乗馬姿も凛々しい20才位の若い女性がゆっくりと 我々に向かって来ました。我々のバスが行く手をさえぎることとなり、バスが 道をゆずることになり、彼女は、我々の目の前を当たり前のようにゆっくりと 通り過ぎて行ったが、牧歌的というか、一昔前の時に戻った思いがしました。

農家民泊先のフォーファー家は、ご主人、奥さん、長男夫婦、次女の5人家族で、民泊の世話役はゲアトルト・フォーファー夫人が担当しておりましたが、 経営の実権は、ご主人が握っているとのことでありました。

我々のフォーファー家での宿泊は、夕方5時30分頃、母屋2階の各部屋に案内されたことから始まりました。

部屋は、家族で宿泊する部屋や、一人、二人部屋など、様々で、キッチン、水洗便所も完備されており、中央にペチカとだんらんの部屋を配置しており、いかにも農家民泊という雰囲気でありました。お陰で、ヨーロッパの田舎の百姓屋の夜を快適に過ごさせていただきました。

夕食は、夫人の案内により、ふもとのレストランに外出し、ローカル料理をいただきながら懇談をしました。家族のこと、農業のこと、民泊のことなど、有意義な時間を過ごさせていただきました。

話の中で、翌朝は必ず見えるとの話で、半信半疑であったが、翌朝起きて外に出てみると、薄曇りの中、東方に赤く染まったアルプス山脈が浮かび上がるように見えたのには感激しました。初めて見るアルプス山脈であり、海抜1800mの赤壁という名のマウンテンでありました。

今回の視察研修についての感想としては、ヨーロッパのグリーン・ツーリズムは、長い歴史的、伝統的な長期休暇制度、いわゆるバカンス制度が風土として根付いてきた延長で定着して来たものと思われました。

したがって、農村部では、自然派生的にこうした慣習になじみ受け入れたものと思われ、農家においても、農業経営の延長として受け止め、農家民泊における収入は、農業収入の一部あるいは農業経営の一部門であると認識が定着してきているようであります。

事実、一定範囲(8ベット以上の場合は、飲食・宿泊業監督監督官庁による許

可がいる)以内の場合は、農家所得の一部とみなされています。

また、グリーン・ツーリズムについては、欧州連合、ドイツ連邦・州政府、郡、町村単位および農民組織を通じて、地域開発政策や農村地域の持続的な発展のための手段として位置付けされており、各段階においてこれらに関するそれぞれの施策が実施されていることが伺われました。

このような実情に鑑みると、ドイツのグリーン・ツーリズムは、単なる都市と 農村との交流と農家の生計維持、農村振興としてとらえる以上に、グリーン・ ツーリズムを政策として実施することにより、二次的には、環境保全型農業や 生物資源の維持等、農村の環境全体を保持することとなり、もって、ドイツの 農村景観が維持されていると強く感じられた次第であります。

以下に、研修内容の質疑応答について述べ、報告といたします。

日時 3月27日(土)15:35~ 場所 フントハム フォーファーさん宅 応対 ゲアトルト・フォーファーさん(奥さん)

(説 明)

私は、家政科そして幼児教育の専門教育を受けたものです。当地の農家で民 宿をと、農家でホリデーをという運動の長としてやっております。私の農家で は、エコロジー的な、バイオ的な農業をしております。ここには、22頭の乳牛 を飼育しております。牧場としては10ヘクタールの面積があり、4.4ヘク タールの森、その他に10ヘクタールの農地を借り受けてやっております。40 本の果樹があります。これは、リンゴ、なし、プラムを作っております。私た ちは、専業で行くのは難しく、兼業をしなければならないのです。冬の間は、 主人と息子は、除雪作業とか自治体レベルの委託を受けてウインターサービス の作業をしております。農家で民宿というものを20年前からやっておりますが、 10年前から規模を拡大して力を入れるようになったわけです。この周辺の村は、 フィッシュバッハという村になります。母屋には4つ星クラスの部屋が4つあ ります。朝食つきの民宿という形になります。昨年は天気が悪い日が多く、部 屋の中で過ごすために、この建物をかなり拡大しました。上には、予備に誰か 寝られるようにマットレスをひけるようになっております。また、そちらのほ うに子供用に遊び場、器具がありますし、子供は小さな車をいじくりますので、 そういうものを置くチャイルドカーのガレージというものもあります。それか ら、天気のいいときに横になれるようなすばらしい芝生、デッキチェアーもあ ります。それから、上のほうには、小さなヒュッテがあり、キャンプファイヤ ーなども出来ます。

さて、農家でホリデーということですが、これは私たち農家にとっては大切 な収入源であります。なぜかというと、乳牛からのミルク、牛肉、それだけで は暮らしていけなくなっている。なぜならば、価格がどんどん上がっているか らです。農家で民宿という、グリーンツーリズムというのは、ここバイエルン 地方では、昔から歴史、伝統があるものであります。グリーンツーリズムは、 昔におけるリフレッシュという名目の基に、20 年も 30 年も同じところに行っ てホリデーをする、そして一度に 4 週間もそこに滞在してホリデーをするとい うことが常だった。現在は、1週間、長くても2週間のホリデーになっておりま す。昔はシャワーもないような、また農家の人が使っていた寝室をお客さんに 提供して自分は地下室や汚い部屋で我慢するような民宿業をしていた。年月を 経たことによって客の要望もだんだん高くなっていった。すなわち、部屋も明 るく、清潔で、設備も整ったホテルのような部屋を要求するようになってきた。 しかし、周辺環境の良さは今も変わっておりません。地元農家の新鮮さ、率直 さも変わっておりません。人間と自然が調和されたものを提供しなければなら ないと心がけております。私たちもお客様に対して昔からお友だちのような自 然さを出すように心がけております。グリーンツーリズムは家族が利用するこ とを主眼において自然のものをそのまま提供するようにしております。たとえ ば、跳ねたりするときに、普通ならば人工的にクッションなどを使って作った りしますが、枯草を固めてそういうものを作ったりして提供しております。グ リーンツーリズムは、州の役所のほうから 1991 年からなんですが正式にタイア ップして進めているツーリズムになります。このバイエルンには地域ごとに固 まった組織があります。その組織の一つがここなんですが、そういう組織がバ イエルンに30ほどあります。1994年に、ニースバッハという郡になるんです が、この郡の中でニースバッハ、アルペン、アルプスという名前の下にこのグ リーンツーリズムを進める形となったわけであります。このメンバーは会費を 払うわけですが、ここのメンバーシップでは、年間75ユーロとなっております。 75 ユーロのうち 50 ユーロは州の本部に行くことになります。25ユーロは、 地元の組織に入ります。年に 1 回集まるわけですが、そのときはこのような手 作りのケーキを作ったりします。市場で手作りのものを売るわけですが、その 収入が年間3000ユーロほどになります。我々地元のメンバーは2~3つの 部屋を持っております。こちらの組織の事務関係ですが、マシーンネンリンク (日本では農業機械銀行)がやっております。農家の方の自分で自分を助ける ということでできた大きな組織ですが、1998年にはじめてこのようなカタログ が出来ました。この新しいカタログが手元にありますが、郡の役所の信用金庫 からサポートがありますが、初めて実現化したわけです。新しいカタログは、 新しいカテゴリーで形化されました。どういうことかというと、新しくサウナ を設けたり、エコ的な有機栽培をやったりして新しいカテゴリーでやってます。このカタログは催物があったりした場合には、その会場に出したりしております。2000年からは、私たちはインターネットに独立サイトを出しておりまして、それ以来非常に需要のリクエストが増えております。80%はインターネットを通して問い合わせがあります。

(H議員)1年を通じていつ頃が一番多いのか。

(回答)夏の7~8月頃の夏休み時期、それから冬の大晦日をはさんだ前後、それからイースターのあたりが多くなります。フォーファーさんのお宅では、シーズンまえの4~5月に幼稚園の子供たちが来ます。ちょっと障害のある子供たちです。年間を通じて180日くらいは部屋が詰まっております。

(H議員)最高何人泊まれるのか。

(回答)母屋で2~3家族は入れます。

(H議員)1~2週間泊まるのは、静養のためか。なにをするのか。

(回答)こちらでは1~2週間は長くないし、多くの人は山歩きや水遊びをして過ごしています。

(H議員)食事はどうしているのか。

(回答)ここは自炊付の部屋だからお母さんが作ったり、どこかに食べに行ったりできます。

(T議員)収穫時期と重なるが、人手不足はないのか。また、農業収入と民宿の収入の差は。

(回答)農作業は機械化されているので、男の人が作業を行いますから影響はない。グリーンツーリズムの収入は全体の約3割です。

(K議員)単価はいくらですか。

(回答)1つの家族が自炊付で1日55ユーロ、1人が1つの部屋を借りて朝食付で1日17ユーロ、そしてキッチン付で1日30ユーロ、全ての機能がついている部屋で1日85ユーロになります。

(K議員)年間の売上は。

(回答)年間1万ユーロです。

(議員)農業の売上の主力は。

(回答)乳牛のみです。

(Y議員)グリーンツーリズムの収入は農業収入になるのか。

(回答)農業収入になります。

(Y議員)3部屋5ベッド以上は非農業所得と聞いているが。

(回答)ベッド数が8以上になるとホテル業となります。

(Y議員) ここのベッド数は。

(回答)6ベッドです。あとは簡易ベッドで正規なベッドではない。

(K議員)年間の宿泊数は増えているが、宿泊客数は3年間で半減したと聞くがなぜか。

(回答)一つには不景気による経済的なもの。それから、現在、飛行機代が安 くなっており、長期滞在ではなく短期的になっている。

(K議員)1人あたりの宿泊数が伸びているようだが。

(回答)同じ方が泊まるのは少なくなっているが、ローテーションが早くなっている。

(H議員) ここの特徴的な食べ物の広報は。

(回答)農家の中には時間がなくてそこまで行っていないところもあるが、農家によっては、スペシャライズ化しているところもあります。1 つの例では、隣では、乳牛を全てやめて、馬、ひつじを飼育し、その特徴を出している。また、他では、ハーブを利用してスペシャライズ化している。また、伝統行事の際に、時季ごとに特別メニューを出したりしております。

(H議員)体験型の農業はしていないのか。

(回答)あります。インターネットで紹介しております。

(議員)土地を貸すオーナー制はないのか。

(回答)年間を通じて部屋を借りた場合、土地を貸すこともあります。

応対 モニカ・カイマー (バイエルン農林省農林局) ウイスバッハ、ボルツバッハの2つを管轄

(説明)

私は栄養士の資格をとり、また、グリーンツーリズムについて農家にアドバイスを行っております。また、農林局にある家政科学校の教師としても教鞭をとっております。また同時に、クオリティマネジメントの担当もしております。家政科学校は、10月に入って翌年9月に卒業する短期的な学校で、家事一般を学びます。この学校には、農家の娘やこれから農家に嫁ぐ女性などが来ます。生徒はこの学校に来る前に、すでに他の職業訓練を受けており、さらにあえて農業を学びに来ます。

グリーンツーリズムのマーケティング関係は、州の方の大きな組織で行いますが、私の方からの具体的なアドバイスとしては、グリーンツーリズムをやりやすい家の改造の方法やグリーンツーリズムをした場合の経済性、方向性など細かいこともアドバイスします。今申したことはコンピューターでいうとハードですが、私は、ソフトの面についてもアドバイスをいたします。メインでは、

農業婦人の能力の品質の向上であります。つまり、お客さんとの接し方や対象を絞った教育、ウエルネスを求めてきた人に対する対応。また、お金をかけずに営業できる方法。たとえば、癒しにつながるお茶の入れ方、どのような匂いがいいかとか。

もちろんこちらには、補助金制度があります。補助金には、州から出るのと、ヨーロッパユニオンレベルから出るものがあります。州から出るのは、ハードウエア的なもので、家の改造や施設整備などです。ヨーロッパユニオンレベルで出るのは、品質向上(ESF)のためのものです。これは能力に合わせてレベルアップさせるステップ方式のものです。等級化するクオリティマネジメントは、星化するというハードウエアになります。そのソフトの高級化がESFになります。ハードを持っている農家の婦人がどのような専門教育をどのような形で受けたかというものの等級化になります。

(K議員)ハード面の等級化はすでにあるのか。

(回答)グリーンツーリズムにおける星化は5~6年前からあります。

(Y議員)グリーンツーリズムの先進国は、ドイツ、フランス、イギリスと聞くが、レベルの差はどのようなものか。

(回答)今、ドイツ、フランス、イギリスとおっしゃいましたが、忘れてはならないのが、イタリアのトスカーナ地区、それとスペインです。

将来は、ESF を通して、お客さんは、そこの人がこのカテゴリーの 1 , 2 , 3 のどれを持っているのかということで能力がわかるわけです。そして、星を見れば自分が泊まろうとしている農家は、どのような設備があるのかわかります。ですから、お客さんが E S F なり星を見ればわかるようになります。

(T議員)星(ハード)はどこが勧めているのか。

(回答)ドイツツーリズム連盟が星を出している。数年前は、村長や町長が付けていたこともあった。

応対 ビッツ・マイヤー

(説明)

この区域は伝統意識の強い地域です。この区域の景観を保護するために、州、 ヨーロッパユニオンレベルでも様々な政策が出ております。景観を守るため、 生活形態を守るため、農業を保持する必要があります。農業存続のための一つ として、グリーンツーリズムがあります。サポートはいろいろありますが、離 農する人は多いです。ツーリズムが多く出ているということは、これによって 潤っているところが増えているということです。田舎の経済構造をサポートし ていこうとしております。その為に、サポートのプログラムの「リーダープラス」があります。この「リーダー」は、田舎の経済をもっと強くしていこうというイノベーションです。文化、農業、経済、自然環境など自分たちの目標を明確化しなければなりません。それは、村の活性化であり、農村のリーダーの育成などであります。現在多いのは、村村の職人さんが町に移ってしまい、町はベッドタウン化しております。その対策の一つが、先ほど申しました村の活性化などです。この近くのフントハムという村でそれをやっているわけです。村を活性化していくための重要な条件は、村民のみんながそれに参加していくことと、やっていこうという意識の改革であります。そしてやろうとする人がネットワーク化していくことが大切な基本条件となっていきます。これに関しては、村の人がやりたいことを明細化し、行政サイドといっしょにやっていこうということであります。村の活性化というのは、公民館など公のものを新しく作るだけでなく、村の中心地にある、生活の中心となる中央広場を作るのでなく、お墓を新しく作り直すことなども活性化になります。

私の役目としては、今このプログラムを行っている人と行政サイドとの間に入って仲介的な仕事をしております。こういうプログラムが継続性を持って続けていくには、誰かが見ていかないと継続性が保てないわけです。こういう仲介を公務員がやるのはバイエルンだけです。その他では、グループの一員がマネージャーとしてやっております。私はバイエルンの農林省の公務員です。州の下には7つの行政区があり、区の中に局があるわけです。そのどの局にも入っていけるわけです。

* インターネットについて

この組織のインターネットのホームページは、16 歳の高校生が作成し、「農家で休日を」というアドレスをいち早く獲得したことにより、大きな効果をもたらしている。現在は、組織の人たちによって、更新できるようになっている。

欧州環境および高齢者対策行政調査団報告書

「フランスにおける高齢者福祉施設」

福井県議会議員 高島寛正

日時 : 平成16年3月29日(月)10:00~

場所: オルペア老人ホーム (パリ都市圏)

応対者: パスカル・ボッシイユ(デベロップメント担当者)

施設概要

当該施設は、私立老人ホームです。民間の老人ホームとしては、フランス最大で、8年前から、営業されており、少し特殊な施設です。

施設運営形態

ORPEA という組織が運営しており、2年前に株式上場しました。

老人施設を全国で60箇所運営しています。

グループの方針の1つに、建物は所有しないということです。したがって、 この施設建設の際政府からの援助は無いと言うことです。

特色あるカテゴリー体制

入居者の人達は、大きく3種類のカテゴリーに分けられています。

1つは、健常老人です。

独立した自立している比較的若い年齢層で、75歳くらいの人達です。夫婦で、入居されている人達もいます。自分の車を所有し、当施設内のアパートや一戸建てに住むことも可能であり、入所するにあたり生活形態をスムーズに移しやすくしています。もちろん、家具を持ち込んだりも自由です。外出したりする場合でも、報告義務も無く自由です。閉じ込められているという意識を避ける事が、大きな目標とされています。

2つ目は、老人カテゴリーです。

年齢でいうなら、80歳~85歳位までの人達です。自ら食事を作ったり、 自分の住んでいる所でほとんど食事することが出来ない為、施設内の食堂で食 事する形になります。それほど多くではなくとも、介護が必要な人達です。

3つ目は、非常に依存度の高い老人です。ほとんどが、夫婦でなく一人です。

このカテゴリーの人はさらに、2つに分けています。身体的な依存度と、心身・精神的も含めた依存度に分かれるのです。

施設人員・スタッフ

現在の入居者数440名です。内訳は、1番目の健常老人カテゴリーは180名~200名です。2番目の少しの介護を要する老人カテゴリーは、140名~160名です。3番目の介護が無くてはならない人は、100名ほどです。このカテゴリー別の人員バランスは、非常に大切だと思われます。

スタッフは、老人病学医師が3名。老人心理学の医師が1名。心理運動療法師が2名。理学療法士が7名在任しています。入居部分は大きく5箇所に分かれており、それぞれに副施設長という責任者が配置されています。それに、入居者1名に対し、2.7名が担当しているという恵まれた介護人配分です。ちなみに、週35時間労働となっています。

気になる料金・行政支援

できるだけ支払不能を避けるため、入居する前に本人の財産状況調査が行われます。当然の事ですが、入居する際には、保証金が必要です。 1 ヶ月分であり、退所する際払い戻されます。

この施設のコストではなく、入居者が払う金額の平均は、1日90ユーロです。これらも、カテゴリーによって料金が違うのは勿論です。値段が変わる要素は、簡単に3つあります。まず、介護度。そして、処置費・サービス度合いとでもいおうか。自分の部屋で作って食事を取る人とルームサービスで、呼び寄せる人では違うといった具合です。それから、居住面積です。アパート・庭付き1戸建てによって違いがあるのは当然で、一番安いので、月に1,450ユーロであり最高で、月3,000ユーロです。もっとも、ワンルームマンションのような一戸建てといったスタイルもありますが。それに、ここはパリであるが故当然地方より割高になっていることは、いうまでもありません。

したがって、このホームの入居者の人達は、第1カテゴリーの健常老人の人達の入居前経済状態は、かなり良い感じだといえます。第2のカテゴリーの少しの介護を要する老人の人達は、入居前中ぐらいだったが、本人の不動産なりで補足できる人達です。3番目の依存度の高い人達は、収入そのものは少ない方であっても自分の子供たちの援助があるわけです。

また、介護に関する補助は国から負担されます。

つまり、住居・食事・ベットなど処置費は100%本人負担となります。医療費も自己負担です。しかしながら、支払い能力が無くなる場合もあります。 そんな時、1つの解決策として、系列の別の安い施設に移ってもらうことができます。もう1つは、5年以上滞在してる場合は、国に援助を願い出ることが 出来るシステムがあります。国が経済財政状況の検討する援助会議をしてくれるというものであります。

館内視察

食堂

テラス風のレストラン。ビュッフェスタイルの食堂と3ヶ所の食堂があります。

夜まで開いているのは2ヶ所だけです。料理はすべてここで作られ、前菜・目インディシュ・チーズやデザートと食べることの好きなフランス人らしく、昼食にワインを口にしていたのが印象的でした。ホテルのレストランと変わらないような感じでした。メインディシュはテーブルまで運んでくれるのだし、勿論、入居者には食事料金は含まれています。そして、入居者の家族の人達もここで一緒にテーブルを囲み食事できるのです。8 ユーロ必要です。

教室

彫刻の教室をはじめ、文化・スポーツとさまざまな教室、趣味の集まりがあり、コンサートや、催事されます。

プール

精神・身体的障害のある方には、プールでの運動が適度に薬の使用を抑える効果があるとされているのです。健康維持にも最適の場となるのでしょう。

ホール

映画を見たり、多目的ホールといえよう。毎週金曜日には、ミサが開かれています。(牧師は、自分の教会で日曜日ミサを行うためここには金曜日に来るらしい。)

個室

60室あります。キッチンにシャワールーム付でシンプルな部屋です。 持ち込みの家具も見られました。

ワンルームマンション

少しの改造も OK ですし、二人で月 1,200 ユーロ位です。

一戸建て

庭があり掃除は勿論、庭の管理も料金に含まれています。

別棟

3 0 名ほどの人達がおり、健常老人と依存老人が半数位づつ生活しているいわば大きな敷地の中の老人ホームの中の小さなホームといえるかもしれません。少人数ならではの、和気あいあいとした雰囲気が感じられま

した。

開かれたホーム

先週には、春の到来を祝うイベントが開催されたようです。各教室での成果が展示され、家族に開放されるとのことです。ホームの目指す開放や家族参加には、まだ至っていないらしいが、公園があったり周辺の快適さ、入居者が自分で選択の余地があり、束縛感無く自由な開かれたホームのイメージでした。

この老人ホームの成功の秘訣として、入居者に何の強制をもしないことと、 あらゆる要望に答える為に努力する体制にあると感じられました。

社会のメンタリティーの問題

老人施設に入居するにあたり、ずっと家族が住んでいた自分の家を売って入 所するなんて事は、想像できないことです。自分の住んでいた家は、子供たち に相続させるものだといった意識が強いため非常に大きな問題とのことです。 意識改革が必要であると考えられます。

もう一点、こういった老人ホームに入居するブレーキになることは、子供たちの罪悪感です。自分達の親をこういった所に送らなければならないという罪悪感で、親が健康である時にはそういった話を家庭で避け、健康が損なわれたり高齢で介護が必要不可欠になった時家庭内に急に大きな問題を抱えることになります。我々にも、同じことが言えますが・・・。

日時 : 平成16年3月29日(月) 13:27~

場所 : アベ・ド・ボール・ド・マルヌ

応対者: アニフェス・ラファルグ氏 施設長兼広報

施設概要

公営の老人ホームです。在宅介護もやっています。応対者のアニフェス・ラファルグ氏は、フランス全国老人ホーム施設場協会の会長でもあります。そして、3つの施設の施設長でもある。フランスの老人ホームのイメージ的役割を果たす先進的立場にある施設です。

施設運営形態

4つの市町村の所有になっていて、この施設で働く人達は団体職員となっ

ています。国と県からの補助を受けています。依存度に応じた一律的な個別手当てが、支給されております。入居費は、全部一律であり個人がその一部または、全額支払不能の場合には、県が負担しています。全額県の負担を受けている人は全体の 1/4 程です。

施設の人員・スタッフ

現在この施設の入居者は、210名です。1人の介護者が4人の入居者の介護にあたっています。

気になる料金

経費は、一日60ユーロ。1ヶ月では、1,800ユーロ。ここでは、なんと医療費も含まれての金額です。民間では、医療費別で、一番安くて1,450ユーロだったから、良心的といおうか違うものです。

館内視察

薬局

3つの老人ホームの分も含め、集中管理しています。

洗濯室

入居者は自分で行っています。名前を書いていて、これも自立を促す活動になっ

ています。

入居者の部屋

全て個室であり、夫婦の場合隣同士になっているため、1部屋は寝室にもう一部屋を居間にしたり、自由に使うことができます。各階の作りは全て同じだが、色を変えて分かるように工夫されています。1部屋の広さは、24㎡で家具は持ち込め、介護用ベッドは、施設のを利用できます。

テナントゾーン

○ブティック

ボランティアが経営しています。

○絵画教室

この近くのマルヌ川周辺には、画家や芸術家が多く住んでいるため施 設の外部から先生がやって来て絵画教室をしています。

近所の子供達にも週末には開放され、陶芸や絵画を習うのである。展示 即売会も行われ、パーティーも開かれます。

○エステ

散髪屋で、ここも、金曜日には一般の人も利用できます。

○託児所

週に4回。職員の子供でなく、地域の子供たち10ヶ月から3歳までの子供を、一時保育所として週に30家族ほど、受け入れています。 世代間の交流の一つであります。

○図書室

落ち着く場所でありました。

開かれたホーム

世代間交流がとても活発であって、4世代がこの施設にかかわっているようです。

常に施設内は、入居者と子供は自由に交流できる生活空間になっています。 お昼、食堂に食べに行くと、子供が三輪車に乗ってぐるぐる回っていたり、子 供にせよ入居者にせよ誕生日には、ケーキを皆で食べてお祝いしたりするので す。年をとったら子供や孫達といっしょに暮らすという発想がもう無くなって いる今のフランスでは、こういった託児所が、老人ホームといっしょにあると いうのは、世代間交流としてとても楽しみがあり、明るい生活だと感じられる ものでありました。ちなみに、託児所のスタッフは、サンモール市の管理化に あり、給与の半分は市が、もう半分は、県衛生社会福祉局から出ています。共 通の活動には、ホームから少し予算が出て成り立っているのです。

先ほどの絵画教室にも子供が習いに来たり、その展示会には近くの多くの芸術家達の作品が同時に展示即売され、パーティーには市町村議員や、関係者が集うのであります。それにホーム主催の古道具市には、400もの古道具屋が施設内の公園に集まるのであります。

謝肉火曜日といって仮面とかを被って楽しむといったイベントなど、世代間 交流ができるよう努力がうかがえます。

また、こういった外部に開放するホーム側の方針が週刊誌としてこの施設から発行されています。範囲内の10市町村に無料で、配布されています。実に開かれたホームの情報発信源であると思います。

不足の現実

1つは、介護する人の不足で、もう1つは、予算です。

昨年の猛暑には、多数の死者がでました。我々もニュースで見た記憶に新しい惨事であります。フランスでは、エアコンは必要ない程度の気温が常であるから、この施設にもエアコンが無いのが現状なのです。猛暑の被害が多かったのは、老人ホームや施設だった為政府はいろいろな措置を予算化はしたものの、夏が終わる9月にならないとお金は来ない現場状況なのです。

介護する人の不足は、この施設の中にも看護学校があるにもかかわらず残念な話です。報酬や待遇が問題ではなさそうなのですが、心理的・肉体的に厳しいということであるらしいです。老人ホームでは、サービス残業があり、精神的カバーしなければならないことが多いからです。女性が8割というこの職では、スペインなどからの出稼ぎ介護士が来るものの、結局は母国に帰ってしまうのです。もう少し介護人を増やせることが出来れば、空いている部屋に入居できる人がいることになるとのことです。入居者の話に耳を傾けられるのに・・・と話したアニフェス・ラファルグ氏の言葉が印象的でありました。